

第9回世界水フォーラム ダカール宣言 (和訳暫定版¹)

「ブルー・ディール」 平和と発展に向けた、水の安全保障と衛生のために “BLUE DEAL” FOR WATER SECURITY AND SANITATION FOR PEACE AND DEVELOPMENT

我々、セネガル共和国・ダカールにて2022年3月21日から26日まで開催された第9回世界水フォーラムのステークホルダーは、

1. 国連憲章の原則と理念に従い、
2. 水が人々と自然にとって不可欠であること、そして、それゆえに、発展、生活・生計の改善、貧困撲滅のために、水と衛生の課題に取り組むための早急な行動を実施しようという我々のコミットメントを改め、さらに強化する必要があることを確認し、
3. 持続可能な開発目標（SDGs）、特に目標6「すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」を達成するという我々の決意を再確認し、
4. 2010年の国連総会決議（A/RES/64/292、水と衛生に対する人権）、気候変動枠組条約に関するパリ協定、仙台防災枠組、大邱宣言、国際行動の10年「持続可能な発展のための水」に含まれる、水と衛生に関するコミットメントに留意し、
5. 「アフリカアジェンダ 2063」及び「アフリカ水ビジョン 2025」が、アフリカ並びに世界における、水資源と質の高い衛生へのアクセスの問題に関連していることを再確認し、
6. すべての人が基本的人権として安全な飲料水と衛生設備を利用できる世界、という我々のビジョンを、関連する人権の尊重も通じて実現することを決意し、
7. 気候、人口動態、健康及び食料に関する変化に直面し、水ストレスと闘う上での強靭さ（レジリエンス）を実現するには、公衆衛生、生態系の持続可能性及び包摂的な成長を確保するための、十分な量の良質な水を利用できるようにすることが必要であることを認識し、
8. 不平等を改善し、若者と女性のための機会を創出し、開発を促進し、雇用を生み出し、国内で又は国際的に移住をせざるを得ない原因に適切に取り組む手段として、農村の水問題に一層の注意を払う緊急の必要性を確認し、
9. SDG目標6の各ターゲットを達成するための投資ニーズに対する資金ギャップが存在することを憂慮し、
10. 今や我々の共通の運命となった、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックに鑑み、対話、平和、安定及びより良い調整とパートナーシップの促進により、平和、国家間・人々の連帯、そして地域統合のための協力に向けた手段として、「水」を活用する必要性を認識し、

次のことを国際社会に求める。

A. すべての人に水と衛生の権利を保障する

11. 適切な立法を通じて、すべての人に飲料水と衛生に対する権利の実施を加速し、統合的で包摂的な戦略を通じて、あらゆる関係者を動員する。さらに、紛争時に重要となる水と衛生の確保を謳う国際人道法、特に1949年のジュネーブ諸条約の追加議定書の実効的な実施を促進する。

B. 資源を利用可能にし、強靭性を確保する

12. 持続的で統合的なマネジメント計画を採用することで水資源と生態系を保全するとともに、気候変動と人口増加に対する強靭化を図る。
13. これらの問題についての認識を高め、より持続可能で責任ある生産活動及び消費習慣への移行を促す。
14. 湿地の保護にさらに注力し、従来の水システムの保全を促進するとともに、処理された廃水のリサイクルと再利用を促進する。

C. 適切な投資を確保する

15. 適切な公的財源と開発に係るパートナーシップを通じた財源を活用することで、水と衛生のインフラに投資し、特に若者、女性、農村地域のために、「ブルー（水）」及び「グリーン（環境）」に関わる雇用を創出する。
16. 水と衛生分野における革新的な資金調達メカニズムと民間セクターからの投資を奨励する。
17. 特に水と衛生インフラへの投資において、「開発資金に関するアディスアババ行動目標（The Addis Ababa Action Agenda）」

¹ 監訳：立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部助教 平野実晴、作成：日本水道新聞社・日本水フォーラム

の効果的な実施を提唱する。

18. 様々な国際金融モデルを進展させることで、水と衛生への投資を増やす。

D. 包摂的な水ガバナンスを実現する

19. 適切なレベルで、透明性があり、効率的かつ包摂的な水・衛生サービスの管理、並びに多様で協調的な管理方法の普及を図る。

20. 健全かつ衡平で、持続可能な水資源の利用のための統合管理計画を実行に移し、社会経済の開発、資源の質の維持及び生態系の保護・保全のバランスを確保する。

21. 水政策と、農業、農村振興、保健、生物多様性、エネルギー及び産業等に関する政策との間に、より一層の一貫性の確保を図る。

22. より持続可能な水資源と環境の管理のために、知識に基づく水関連の公共政策を計画し、イノベーションを支援し、あらゆるステークホルダーの能力を創出・育成する。

E. 協力を促進する

23. 地方、地域及び国際レベルを含む、二辺的及び多辺的な協力において、水問題に特に注意を向ける。

24. 流域機関を強化し、流域機関による包摂的、持続可能かつ統合された水資源管理に向けた取り組みを支援する。

25. 帯水層を含む越境水域の管理において、特に情報、経験、優良事例の共有を促進することによって、相互に有益な協力とパートナーシップを強化する。

26. 真の「水外交」精神の下、紛争解決の核心となる対話、調整及び協力を行う。

上記を考慮し、我々はここに、

・セネガル共和国政府と世界水会議に、第 9 回世界水フォーラムの共催者として、本宣言を 2023 年国連水会議への貢献として提出することを推奨し、

・同フォーラムの成果を本宣言を補完するものとして捉え、

・国際社会とすべてのステークホルダーに、この「平和と発展のための水と衛生の安全保障に関するダカール宣言」を支持し、第 9 回世界水フォーラムの成果の効果的な実行に貢献するよう呼びかけるとともに、

・第 9 回世界水フォーラムの開催を支援していただいたセネガル共和国の元首、政府、人々、並びに世界水会議に感謝申し上げる。

2022 年 3 月 25 日、ダカールにおいて